

第22期第20回高知海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年5月1日（月） 14時00分から15時10分まで
- 2 開催場所 高知市丸ノ内2丁目1-10 高知共済会館 3階「桜」
- 3 出席委員 木下清、澳本健也、浦尻和伸、小笠原利幸、間可証善、畠中悠、石田実
蔭山純由、川竹佳子、中澤芳江（計10名）
- 欠席委員 前田浩志、中川幸成、前田嘉広、山崎國光、益本俊郎
- 署名委員 石田実、中澤芳江
- 県出席者 水産振興部 松村部長、西山副部長
漁業管理課 浜渦課長
水産政策課 玉井チーフ
- 事務局 飯田事務局長、木村次長、志和チーフ、占部主幹、山本主査、坂本主事

4 審議事項

- 第1号議案 委員の辞任について
- 第2号議案 漁業権の一斉切替えに係る海区漁場計画設定について
- 第3号議案 制限措置の一部変更について（中型まき網漁業、小型まき網漁業）
- 第4号議案 浦ノ内湾におけるあさりの採捕の承認について

5 報告事項

- (1) うなぎ稚魚漁業の許可方針（素案）について
- (2) 令和4管理年度における漁獲可能量（くろまぐろ大型魚）の変更について

6 議事内容

飯田事務局長

それでは、定刻となりましたので、ただ今より第20回高知海区漁業調整委員会を開催いたします。会議に先立ちまして、4月1日付けの県の人事異動の発表についてご報告いたします。

海区漁業調整委員会事務局につきまして、井上次長、近澤チーフ、谷口主幹が転出いたしまして、木村次長、志和チーフ、占部主幹、山本主査が着任しております。よろしく申し上げます。

次に、誠に申し訳ございませんが、追加資料をお手元に配布しております。A4の1枚紙を2枚お配りしております。しらすうなぎ漁業の許可漁業化というものと、うなぎ稚魚漁業許可スケジュールですが、後ほど説明いたします資料4の16ページ、17ページとして追加していただければと思います。

それから、オレンジ色の冊子、高知県水産振興部行政要覧をお配りしています。これは、本県の水産業の現状、県の施策などを載せていますので、今後の審議の参考にお使いいただければと思います。

それでは、本日の会議ですが、委員定数15名の内、出席委員は10名で、高知海区漁業調整委員会会議規則第4条により会が成立していることをご報告いたします。では、会長、お願いいたします。

木下会長

皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、はじめに水産振興部長から、ごあいさつをお願いします。

松村部長

皆さま、こんにちは。水産振興部長の松村でございます。第20回高知海区漁業調整委員会の開会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。本日からクールビズということでノーネクタイで失礼させていただきます。

皆様方におかれましては、年度当初のご多用のところ、また、連休の谷間の月曜日に会を開催させていただいたところですが、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

先ほど事務局ら紹介のありましたとおり、4月1日付けの人事異動で事務局の体制も新しくなっております。本年度もよろしくをお願いします。

本日の委員会は、議案が4件、報告事項が2件ございます。

第1号議案の「委員の辞任について」は、前田浩志委員、中川委員、山崎委員の3名から委員の辞任について申し出があったため、その辞任の同意について審議していただくものでございます。

第2号議案の「漁業権の一斉切替えに係る海区漁場計画設定について」は、9月1日からの新たな免許に関する海区漁場計画案について、各部会での審議結果を報告いただき、ご意見をお伺いするものでございます。

第3号議案の「制限措置の一部変更について（中型まき網漁業、小型まき網漁業）」は、しいらまき網漁業の許可の更新に当たり、許可すべき数の公示を行うため、制限措置の変更を行うものでございます。

第4号議案「浦ノ内湾におけるあさりの採捕の承認について」は前回の委員会で決定をいただきました委員会指示に関する採捕申請の承認について、ご審議をお願いするものです。

続きまして、報告事項の1件目は「うなぎ稚魚漁業の許可方針について（素案）」についてです。これは本年12月から知事許可漁業となります、うなぎ稚魚漁業について、本年1月に当委員会でも報告させていただきました許可のスキーム案を基に、許可数や漁業従事者の上限、許可等の条件、漁業を営む者の資格など、許可の方針の素案について説明をさせていただきます。こちらにつきましては、先週金曜日の内水面漁場管理委員会においてご報告させていただいております。また、本日の報告以降、関係者への説明会などを行っていきたいと考えています。これまでの特別採捕から漁業許可となる大きな制度の変更となりますので、当委員会や関係の方々のご意見を賜りながら進めていきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

報告事項の2件目の「令和4管理年度における漁獲可能量（くろまぐろ大型魚）の変更について」は、令和4年度の管理年度における「くろまぐろの大型魚」の漁獲可能量について、国から漁獲可能量の変更の通知がありましたので、これを報告するものです。

議案、報告事項の詳細につきましては、後ほど担当から説明させていただきますので、それぞれご審議の上、適切なお意見・ご答申を賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。本日は、よろしくお願いをいたします。

木下会長

ありがとうございました。

それでは、本日の欠席委員の報告をいたします。本日の欠席委員は、中川委員、前田浩志委員、前田嘉広委員、山崎委員、益本委員です。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、石田委員と、中澤委員にお願いします。

それでは議題に入ります。第1号議案について、事務局からの説明を求めます。

飯田事務局長

第1号議案について事務局から説明いたします。

先ほど部長の挨拶にもございましたが、先般、高知県知事あてに、当委員会委員の辞任届が、中川幸成委員、前田浩志委員、山崎國光委員から提出されました。辞任の理由は、3名の委員の何れも、「体調不良により委員の継続が困難」ということとございます。

漁業法第141条に「委員は、正当な事由があるときは、都道府県知事及び海区漁業調整委員会の同意を得て辞任することができる。」と規定されていますので、当委員会として3名の委員のそれぞれについて、辞任に同意するかどうか、ご審議をいただくものです。

木下会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

石田委員

2つあります。1つは体調がよろしくないということですが、医師の診断書等の提出はありましたでしょうか。次に、3名が辞任されるとなると漁業者委員が9名から6名になる。漁業法138条第5項で漁業者が過半数を占めなければいけないという規定があり、もし辞任されれば、後任の方を早く漁業者の中から選ぶ必要があるかと。その辺の見通しを教えてくださいませんか。

飯田事務局長

診断書をもらっているかという件に関しましては、診断書はもらっておりません。事務局から各委員に電話して、辞任の意思や今の状態について

お伺いしましたが、個人情報でございますので病状等は控えさせていただきますと思います。

2点目ですが、漁業法138条第5項に知事が任命する際の条件として、漁業者又は漁業従事者が委員の過半数を占めるようにしなければならないと規定されていますが、水産庁に確認したところ、委員の任命時の要件であって、委員会の成立要件ではないということで、委員会を開催することについては可能であるということで、補充されるまで委員会を開催することはかまわないということで確認しています。

委員の補充に関してですが、高知海区漁業調整委員会委員の選任に関する要綱というものがございまして、そこに漁業者委員の過半数の要件を欠いた場合には、速やかに委員を補充しなければいけないと規定がございまして、委員会の同意と知事の同意を経て、辞任が確定しましたら、速やかに補充の手続きに入らせていただきます。

木下会長

他にございませんか。

他にご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第1号議案、「委員の辞任について」は、中川委員、前田浩志（まえだひろし）委員、山崎（やまざき）委員の3名の辞任について、同意することで、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり。）

木下会長

ご異議ないようですので、中川委員、前田浩志委員、山崎委員の3名の辞任に同意することを決定いたします。

木下会長

続きまして第2号議案、「漁業権の一斉切替えに係る海区漁場計画設定について」を議題といたします。

この件につきましては、3月20日の第19回委員会において 共同、区画、定置の各漁業権の審議を、それぞれ、沿岸部会、養殖部会、定置部会に付託したところですので、それでは、各部会での審議結果の報告をお願いします。まず、沿岸部会の報告をお願いします。

石田委員

それでは、沿岸部会での審議の概要について、ご報告いたします。

共同漁業権の海区漁場計画案については、3月23日に、県庁西庁舎7階の委員会室において、問可委員、川竹委員、私石田の3名の出席により部会を開催し、審議いたしました。

3月20日開催の第19回海区漁業調整委員会の資料4-6の1ページ目をお願いします。

共同漁業権の現免許件数は合計で 685 件あります。そのうち消滅予定は 5 件、継続予定は 680 件でございます。消滅予定の 5 件は、現在行使実態がなく、将来的にも行使の見込みがないものとして、免許を受けている漁業協同組合からの申請がなかったものです。

継続予定 680 件のうち変更なしが 653 件、変更ありが 27 件で、変更のある 27 件の内訳は、漁期の変更が 1 件、漁業種類の変更が 26 件でございます。漁期の変更をする漁場は、安芸郡芸西村長谷寄沖の小型定置漁業でして、現行の漁業の時期 9 月 1 日から翌年 7 月 15 日までを周年化するものです。また、漁業種類変更の 26 件については、現在行使実態がなく、将来的にも行使の見込みのない漁業について削除するものです。

その他の共同漁業権は、現行のとおりであり、沿岸部会としては、執行部から提案のあった海区漁場計画案について、原案どおり設定することが適当であると判断しました。以上で沿岸部会の報告を終わります。

木下会長

ただいまの沿岸部会からの報告についてご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」と言う者あり。)

木下会長

続きまして、養殖部会報告をお願いします。

浦尻委員

それでは、養殖部会での審議の概要について、ご報告いたします。

区画漁業権の海区漁場計画案については、3 月 22 日に、県庁西庁舎 7 階の委員会室において、益本委員、中澤委員と私の 3 名の出席により部会を開催し、審議いたしました。

3 月 20 日開催の第 19 回海区漁業調整委員会の資料 4 - 6 の 7 ページをお願いします。

区画漁業権の現免許件数は合計で 126 件ありまして、そのうち消滅予定は 5 件、継続予定は 121 件でございます。消滅予定の 5 件は、現在行使する者がなく、将来的にも行使する見込みがないため、免許を受けている漁業協同組合からの申請がなかったものです。

継続予定 121 件のうち変更なしが 115 件、変更ありが 6 件で、変更のある 6 件は全て、その他に分類されていますが、その内容は関係地区に関するものでして、現行の関係地区の範囲が広すぎるため実態に即したものに改める内容です。

その他の区画漁業権は、現行のとおりであり、養殖部会としては、執行部から提案のあった海区漁場計画案について、原案どおり設定することが適当であると判断しました。以上で養殖部会の報告を終わります。

木下会長

ただいまの養殖部会の報告についてご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」と言う者あり。)

木下会長

続きまして、定置部会の報告をお願いします。

畠中委員

それでは、定置部会での審議の概要について、ご報告いたします。

定置漁業権の海区漁場計画案については、3月20日に、高知城ホールにおいて、木下委員、小笠原委員、澳本委員、蔭山委員と私の5名で、審議いたしました。

3月20日に開催されました第19回海区委員会の資料4-6の10ページ目をご覧ください。

今回の計画案は、現免許件数36件に対し、2件の減少で34件となっております。残る34件のうち内容に変更がないのは29件で、変更のある5件のうち、1件が漁場区域の変更、4件が漁期の変更でございます。

次のページをご覧ください。通し番号1の室戸市羽根町二又沖、そして通し番号2の安芸郡奈半利町東浜沖の2件は、現在、操業されておらず、将来も操業する見通しがないため、海区漁場計画設定申請書の提出がなかったものです。

また、漁期変更となった漁場は、4件ありまして、通し番号3の安芸郡奈半利町六本松沖、通し番号4の安芸郡田野町三ツ石沖、通し番号5の安芸郡安田町唐ノ浜小磯渚沖、通し番号6の須崎市大谷のぞきの鼻沖の4件です。いずれにつきましても、周囲の漁業団体からの同意が得られております。最後に通し番号7の幡多郡黒潮町鈴沖は、漁場の区域を拡張する計画です。

部会での審議としましては、提案された海区漁場計画案については、調整上の問題がなく、原案のとおり設定することが適当であると判断しました。以上で定置部会の報告を終わります。

木下会長

ただいまの定置部会の報告についてご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」と言う者あり。)

木下会長

本議案については、漁業法の規定により、公聴会を開催した後に、県に答申することになっております。公聴会等、今後のスケジュールについて事務局に説明を求めます。

志和チーフ

それでは、今後のスケジュールを説明いたします。座って説明させていただきます。

資料1の1ページ、「漁業権免許に関するフロー」をご覧ください。左の列が海区漁業調整委員会の流れでございます。

まず、漁場計画についてでございますが、一番上の囲みの「①部会に付託」が3月20日に開催いただきました、前回の委員会です。

その後、部会での審議結果についてご報告をいただく「②委員会に報告」が本日の会にあたります。

今後につきましては、③の「公聴会」と「委員会」を5月16日に開催し、答申が得られましたら、5月31日の高知県公報に正式な計画を掲載する予定です。

続きまして、免許の手続きですが、免許の申請期間は6月5日から7月19日までを予定しております。申請受理後、審査を経まして、8月中旬頃を目途に本委員会を開催し、ご答申をいただきたいと考えております。

以上の手続きを経たうえで、9月1日付けで免許する予定です。

また、免許をしたことについて、県の公報に漁業権者などを登載して公示を行うこととなります。説明は以上でございます。

木下会長

ただいまの説明につきまして、ご意見はございませんか。

(「なし」と言う者あり。)

木下会長

ご意見もないようでございますので、事務局から説明のありましたとおり、5月16日に公聴会を行い、同日、引き続き海区委員会を開催して、原案について答申するというところで、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

木下会長

ご異議ないようですので、提案のとおり公聴会を開催することといたします。

続きまして、第3号議案、「制限措置の一部変更について(中型まき網漁業、小型まき網漁業)」を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

坂本主事

第3号議案 制限措置の一部変更について説明いたします。

資料2の1ページ目をお願いします。

まず諮問文を朗読いたします。

5高漁管第79号。高知海区漁業調整委員会様。漁業法第57条第1項の

農林水産省令で定める中型まき網漁業及び高知県漁業調整規則第4条第1項第5号に掲げる小型まき網漁業について、制限措置を一部変更したいので、同規則第11条第3項の規定により諮問します。令和5年4月21日。高知県知事濱田省司。

ここからは、座って説明させていただきます。

まず、資料の構成について説明します。1ページ目が諮問文、2ページ目が中型まき網漁業及び小型まき網漁業の制限措置についての告示案、3ページから4ページ目が中型まき網漁業及び小型まき網漁業の制限措置の新旧対照表、5ページ目が操業区域図となっております。

まず、制限措置の変更理由について説明いたします。今回お諮りする中型まき網漁業及び小型まき網漁業のしいらまき網漁業は、5月に許可の更新時期を迎えます。そのため、本議案は、現在制限措置として公示している「許可又は起業の認可をすべき船舶等の数」を更新する漁業者数に変更することについてご審議いただくものです。

まず、本資料の説明に入る前に、しいらまき網漁業について簡単に説明いたします。しいらまき網漁業は、しいらが流木などの漂流物の影に集まり群れをなす習性を利用し、竹を数本から数十本束ねた「漬け」と呼ばれる漂流物を模した漁具を海面に設置して、漬けに集まったしいらをまき網でまいて漁獲するものです。使用する漁船の規模により、総トン数5トン以上の船を使用する場合は中型まき網漁業、5トン未満船を使用する場合は小型まき網漁業と、2種類の許可を出しております。しいら漬を設置できない時期には、漂流物や潮目に集まっているしいらをそのまま網で巻いて漁獲する野まきという形でも操業しています。

それでは、資料に戻りまして、3ページ目の制限措置新旧対照表をお願いします。今回、変更しますのは、表中の「許可又は起業の認可をすべき船舶等の数」でございます。

まず、右側の旧制限措置をご覧ください。1 中型まき網漁業の操業区域2における「許可又は起業の認可をすべき船舶等の数」は0、4ページ目に移りまして、3 小型まき網漁業の操業区域6における「許可又は起業の認可をすべき船舶等の数」も0となっております。これを資料の左側の新案のとおり、操業区域2を8、操業区域6を10に変更いたします。

ただいまの制限措置の一部変更に係る告示については、資料2ページの告示案のとおりです。

資料の5ページ目は、操業区域の概要について示したものです。しいらまき網漁業の許可は、操業区域や操業期間、許可の有効期間の違いにより、通常許可と短期許可の二種類に大別されます。通常許可は、告示の操業区域である中土佐区域で4月1日から11月30日まで操業でき、有効期間が5年の許可となっております。今回、更新する許可はこの有効期間が5年の

許可になります。

一方、短期許可としては、中土佐区域で3月1日から3月31日と12月1日から12月31日まで、幡多区域で3月1日から12月31日まで操業でき、有効期間が1年で毎年更新する許可がありますが、今回の告示内容とは関係ございません。

しいらまき網漁業の許可は、それぞれ区別されているものの、2つの許可を取得することで、3月1日から12月31日までの期間、両区域で操業できることとなっています。また、この2種類の許可の内容は中型まき網漁業と小型まき網漁業のどちらも同じものとなっています。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

木下会長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

石田委員

実務上は問題ないと思いますが、2ページ目の告示案の上の方が0と8の一マスずつ、下の方が0定めなし、10定めなしとなっており、新旧対照表を見ますと同じような形式になっています。これは上と下を変えた意味はあるのでしょうか。それとも意味はないのでしょうか。

木村チーフ

告示につきましては、法務文書課が審査して作成することになっていて、なぜこういう形になっているか今理由をお答えできませんが、高知県のルールでこういう形になっているものでございます。理由について確認して次の委員会で報告させていただきます。

木下会長

他にございませんか。

石田委員

告示が4月1日から11月30日となっているが、現在、5月に入ってしまったので、中土佐海区の4月の漁期はないということにはならないか。大丈夫ですか。

木村チーフ

現在の許可の期間が5月8日までとなっております、今回了解をもらいまして、許可を更新すれば問題なく操業することができます。

木下会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第3号議案、「制限措置の一部変更について（中型まき網漁業、小型まき網漁業）」は、原案のとおり改正することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり。）

木下会長

続きまして、第4号議案、「浦ノ内湾におけるあさりの採捕の承認について」を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

坂本主事

それでは、第4号議案「浦ノ内湾におけるあさりの採捕の承認について」、事務局から説明をさせていただきます。

本議案は、令和5年3月20日に開催されました当委員会において高知海区漁業調整委員会指示発動を決定した「浦ノ内湾におけるあさりの採捕について」の指示に基づき、1件の承認申請がありましたので、この申請について承認の可否をご審議いただくものです。

ここからは座って説明させていただきます。

まず、資料の7ページと8ページが「浦ノ内湾におけるあさりの採捕について」の委員会指示で、9ページ目が当該指示の区域図です。

資料7ページをお願いします。浦ノ内湾のあさりについては、平成24年以降、委員会指示によりその採捕を禁止しておりますが、1にありますとおり、(1)国の機関又は地方公共団体が、あさりに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合、(2)高知海区漁業調整委員会から採捕の承認を受けて採捕する場合については、採捕を認めることとしております。

続いて、資料10ページ、「浦ノ内湾におけるあさりの採捕の承認に関する事務取扱要領」をご覧ください。先ほどの説明の(2)高知海区漁業調整委員会から採捕の承認を受けて採捕する場合の承認の対象は、1にありますとおり、(1)あさり資源の管理と持続的な利用に寄与する取組であり、高知県産業振興計画に位置付けられていること、(2)(1)に準ずると認められる取組で、委員会が特に必要と認めた場合です。

浦ノ内湾のあさりについては、かつて多くの県民が潮干狩りを楽しむなど、非常に身近な存在であり、県民の皆様の関心も高い中、平成24年以降委員会指示によりその採捕を禁止していたことを踏まえ、資源への影響や公益上の支障、地域活性化や交流人口の拡大などの複数の観点から、委員会で審議し、承認の可否について決定していただくこととしています。

承認の審査についてですが、承認申請に係る書類は、「4承認の申請」にありますとおり、申請書、誓約書、取り組みの内容が分かる計画書、あさり採捕に係る標識の届出書、その他委員会が必要と認めた書類となっております。

それでは、資料1ページ目に戻りまして、今回提出のあった申請書類をご覧ください。まず、今回の申請者は高知県漁業協同組合です。1の採捕区域は委員会指示の区域内で、2の採捕期間は令和5年5月1日から令和

6年3月31日まで、3の採捕数量は2,400キログラム以内となっております。

また、4の申請書の添付書類ですが、(1)から(3)の書類は全て提出されており、内容を確認したところ不備等ありませんでした。これらの書類につきましては、2ページ目に標識届書、3ページ目に誓約書、4ページ目に令和4年度の採捕報告書、5ページ目には、令和5年度の採捕計画を添付しております。

それでは、資料の5ページをお願いします。こちらは、令和5年度のあさりの採捕計画です。1の取組内容について簡単に説明しますと、令和5年度は、高知県漁業協同組合と宇佐地区協議会が連携して、区域内に設置している被せ網のメンテナンス、あさりの成長を確認するためのモニタリングの実施を行うほか、被せ網下のあさりの密度管理として、被せ網下でとれたあさりの地元のイベントへの無償提供、小学生を対象とした潮干狩り体験を予定しているとのことでした。

2には、それぞれの取組におけるあさりの採捕予定時期と採捕予定量が記載されております。

また、この取組のメンバーである宇佐地区協議会の活動内容についてまとめた資料を6ページに添付しております。この資料の内容については、水産政策課の玉井チーフから説明させていただきます。

玉井チーフ

水産政策課玉井でございます。宇佐地区協議会が行っております、浦ノ内湾におけるあさり資源回復の取組について説明させていただきます。

宇佐地区の漁業者と地区住民で構成する宇佐地区協議会は、平成21年から国の交付金事業を活用しまして、あさりの資源の回復を目的に、浦ノ内湾の天皇州を中心とした干潟の保全活動を行ってまいりました。

近年は、被せ網を設置すると魚やえいからの食害を防ぐことができ、被せ網下ではあさが順調に成長することが分かってきたことから、被せ網の設置による干潟の保全活動を進めています。

「1宇佐地区協議会の活動概要」の「(1)被せ網のメンテナンスについて」ですが、浦ノ内湾の天皇州に、縦10メートル横5メートルの被せ網を、平成29年度には約2ヘクタール、平成30年度には約1ヘクタール、合計で約3ヘクタールの網を設置しておりまして、設置後は網に付着するカキを除去したり、破れた箇所を修繕を行っています。

続いて、「(2)適正な密度管理の実施」についてですが、あさが増えすぎて過密状となり、成長阻害を起こさないようにするため、被せ網下のあさを適正な密度に保つための“間引き”行っております。これは、山に植林した木が大きくなるにつれ、成長を阻害しないように樹木の一部を伐採する「間伐」を、被せ網の下のあさりでも行っていると考えていただ

ければと思います。

これまで、宇佐地区協議会は、このあさり資源回復について知ってもらうことも兼ねて、間引き作業を地元小学校の生徒と一緒に行ってまいりましたが、令和4年度は新型コロナウイルスの感染者が増えた時期もあったことなどから、5月に高岡第一小学校の5年生を対象に実施した1回のみとなりました。

また、コロナ禍前までは、間引きしたあさを宇佐の大鍋祭りで提供してきましたが、昨年度もコロナの影響で大鍋祭りが中止となったことから、あさりの提供は行えませんでした。

次に、「2 令和4年度あさり現存量の調査結果」についてですが、3月の委員会でも報告させていただきましたとおり、あさりの総現存量は63トンと前年の113トンと比べて半分近くまで減少していたことが分かりました。天皇州内での砂の動きもあり、埋没するエリアが増えたことも影響として考えられており、今後は、あさりの成長が良好なエリアに絞るなどの対策を検討していく予定です。

昨年の調査ではあさが減ったという結果になりましたが、一定の量のあさが被せ網の下で育っていることから、令和6年度以降にこれらのあさを活用し、昔のように浦ノ内湾での潮干狩りが再開できるよう、宇佐地区の漁業者などで準備を進めているところです。

宇佐地区協議会の活動については、以上となります。

坂本主事

今回の申請については、あさり資源の管理と持続的な利用に寄与する取組であり、高知県産業振興計画においても、位置付けられていることから、承認することとしてよろしいかどうか、ご審議のほどよろしく願います。

木下会長

ただいまの事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

石田委員

4ページで昨年は延べ30人で155キログラム採って、今年は2,400キログラム採るということで土佐市内の小学校全てということで、かなりの小学生が体験できるので大変いいことだと思いますが、だいたいどれくらいの人数を見込んでいますか。

玉井チーフ

前は1校で30人で今回は9校ですので、1クラス30人として、全体で270人くらいになるかと考えています。

石田委員

被せ網が砂をかぶって全体の面積は減っているが、間引きしないといけないほど密度はあるため、積極的にあさを採った方がいいという理解で

よろしいですね。

玉井チーフ

おっしゃるとおりです。

木下会長

ほかにごいませんか。

木下会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第4号議案、「浦ノ内湾におけるあさりの採捕の承認について」は、原案のとおり採捕の承認をするということで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

木下会長

ご異議ないようですので、第4号議案は、原案のとおり承認いたします。議案は以上ですが、次に報告事項に移ります。

報告事項「うなぎ稚魚漁業の許可方針について」、事務局の説明を求めます。

占部主幹

それではうなぎ稚魚漁業の許可方針の素案につきまして、ご報告いたします。それでは、座ってご説明をさせていただきます。

今回の報告は本年12月1日に知事許可漁業となりますしらすうなぎ漁業の許可方針の素案についてご説明させていただきます。

資料の構成を説明いたします。資料4をお手元にご準備ください。

1から8ページがうなぎ稚魚漁業の許可方針の素案、9から12ページがうなぎ稚魚漁業の許可の基準の素案、13から15ページが許可方針の素案をこれまでの特別採捕の許可方針と比較した資料になります。16から17ページが追加した資料となっています。

資料の訂正がございます。5ページをごらんください。操業区域27の錦浦の漢字が間違っておりました。浦島太郎の「浦」となります。15ページも同様に錦浦の漢字が間違っております。訂正をお願いします。

まず、追加資料の17ページをお願いします。

しらすうなぎ採捕が知事許可漁業となった背景とそのおおきな変更点について説明させていただきます。

上段の箱、漁業法改正による密漁への罰則強化をご覧ください。令和2年12月に漁業法は70年ぶりの大きな改正があり、その中の一つの目玉に密漁対策のための罰則強化がありました。そこで特に、悪質な密漁が横行しており、その影響が深刻だとされたのがうなぎ稚魚(しらすうなぎ)、あわび、なまこであり、その三種は新たに設定された特定水産動植物という区分に指定されることとなりました。

では、その特定水産動植物に指定されるとどうなるか、という事について、中段の箱をご覧ください。ポイントは2点ございます。

1点目は漁業許可等を受けなければ採捕できなくなること、そして2点目は違法な採捕に対する罰則が懲役3年以下、罰金3,000万円以下と大幅に強化されるということです。そしてうなぎ稚魚、しらすうなぎについては今年の12月から特定水産動植物に含まれることとなりました。

ではしらすうなぎの採捕はこれでどう変わるのかについてですが、下段の箱をご覧ください。左側の改正前、昨年度までは、漁業調整規則に基づく特別採捕許可として、県内の養鰻事業者のための種苗供給に目的を限定して許可をしており、その許可の対象者は県内の漁協やこれまでに実績のある採捕団体に限定をしておりました。

また、違法な採捕に対する罰則は漁業調整規則違反となり、6ヶ月以下の懲役、10万円以下の罰金が適用されることとなっています。これが今年の12月からどう変わるかについてですが、右側の改正後をご覧ください。その許可については調整規則で定める知事許可漁業のうなぎ稚魚漁業となります。知事許可漁業となるとどうなるかですが、まず採捕の目的を限定して許可をすることができません。つまり、しらすうなぎの販売先などについては、許可を受けて採捕した者が自由に県外へ販売することが可能となります。また、許可の対象は個人や法人となりますが、特定の団体に限定をすることはなくなります。そして先ほど申し上げましたとおり、違法な採捕に対する罰則については3年以下の懲役、3,000万円以下の罰金と大幅に引き上げられることとなっております。

14ページをご覧ください。うなぎ稚魚漁業許可としらすうなぎの流れを示した図になります。

まず、左上の高知県のところをご覧ください。うなぎ稚魚漁業許可の県許可告示数は45の区域について116者の許可数を告示します。「許可を受けようとする者」は県に許可の申請を行い、県は許可を発給するというながれになります。許可を受けようとする者の資格として、「県内に住所を有する個人又は法人」、「操業区域に漁業権が設定されている場合はその漁業権者の同意を得た者」、「操業区域がうなぎの第5種共同漁業権が設定されている河川と隣接する場合はその内水面の漁業権者の同意を得た者」のいずれの条件も満たした者となります。

次に、許可を受けようとする者の枠囲みをご覧ください。この中に、漁業従事者、集荷先、出荷先があります。許可を受ける者と漁業従事者は「雇用契約を締結するなど関係を明確にする」必要があり、またこれまでと同様に県に届けた漁業従事者証を発行してもらいます。漁業従事者数の上限については、しらすうなぎ特別採捕の従事者数を上回らないように設定することとし、漁業従事者の上限は全体で2,501名とします。

漁業従事者が漁獲したしらすうなぎは「許可を受けようとする者」が自ら集出荷ができる場合はそこに集荷されますが、体制が整わない場合には集荷先、出荷先と代行契約を締結し、集出荷業務を代行させることができます。最終的に、集められたしらすうなぎは県内外の養鰻業者に販売されるながれとなります。令和4年度までの特別採捕許可では目的が県内の養鰻事業者のための種苗供給に限定しており、採捕されたしらすうなぎはシラスうなぎ流通センターへ集荷され、県内の養鰻事業者に販売されるといった流れになっておりました。しかし、許可漁業では許可を受けた者が県内外の養鰻業者に自由に販売していくといった流れに、大きく変わります。

13 ページの A3 の資料をご覧ください。特別採捕許可から漁業許可に移行した場合の主な変更点についてまとめた資料がこちらです。

2 列目が令和4年度までの特別採捕許可の方針、次の列が令和5年度からの漁業許可方針の素案、右列が変更理由等となっております。主な変更点については下線を引いております。

まず、1 行目の「許可を受けることができる者」は、先ほど説明しましたが、特別採捕許可では県内に所在する漁協、しらすうなぎ採捕団体などの許可実績がある者に限定されていましたが、漁業許可では県内に住所を有する個人又は法人となっております。

3 行目の「しらすうなぎの集出荷、販売」については、先ほどご説明しましたとおり、特別採捕許可では販売先を県内養鰻業者に限定していましたが、漁業許可では販売先の規制はありません。

4 行目の「許可数の上限」では特別採捕許可では許可数 45 に対して指定集荷人が 96 となっておりますが、漁業許可では許可数は 116 で操業区域ごとに設定しております。

これについては 15 ページをご覧ください。左の表をご覧ください。漁業許可では操業区域を 45 設定しており、これは特別採捕許可の採捕区域を踏襲しております。特別採捕許可では 45 の区域に許可を受ける者が 1 でございましたが、漁業許可ではその区域ごとに許可数の上限が 2 から 6 となっております、全許可数の上限は 116 となっております。区域ごとの許可数の上限設定については、実際に各地で採捕したしらすうなぎを取りまとめている指定集荷人の数を参考に設定しております。ただし、指定集荷人が 1 名しかいない区域もございますので、許可の独占を防ぐため、各区域で 2 以上の許可数とし、全体で 116 を許可数の上限としました。また、区域ごとに漁業従事者数の上限を設けており、これはうなぎの資源管理の観点から現行の特別採捕許可の区域ごとの数を踏襲し、前年を上回らないものとしております。

13 ページにお戻りください。5 行目の「許可すべき者の数の上限を超え

る申請があった場合」についてご説明します。漁業許可では、先ほどの、区域ごとの許可数には上限がありますので、それを超える申請があった場合には、「うなぎ稚魚漁業の許可の基準」を定め、許可申請者を順位づけして、許可する者を決めることにしております。

9ページをご覧ください。

許可の基準については、うなぎ稚魚漁業の許可の基準の素案を作成しており、他の漁業許可の基準と同様なものとしております。この基準につきましても海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の意見を聴いて定めることとなっておりますので、今後、許可基準の案ができましたら当委員会に諮ることを予定しています。

13ページにお戻りください。6行目の「漁業従事者数の上限を超える申請があった場合について」ご説明します。漁業許可では、漁業従事者数の上限を超える申請があった場合、許可を受ける者に対して公平に分配する規定を設けることとしております。

15ページの右側をご覧ください。ケース1については、許可数3、漁業従事者数の上限が15であるとした場合、3つの申請者がそれぞれ7、6、15と従事者数を申請すると、合計の申請数が23で、上限の15を超えてしまいます。そのため、この場合は上限15を3つに等分し、それぞれの申請者に対して従事者数の上限を5として割当てることとしています。次に、下のケース2をご覧ください。許可数の上限が3、従事者数の上限が15の場合に、3つの申請者がそれぞれ3、6、10と従事者数を申請すると、これも合計19となるので、上限15を超えてしまいます。これも等分して、それぞれに従事者数の上限を5として割当てますが、申請者Aの従事者数が3の申請なので、空枠2が発生します。これについては、他の2つの申請者に対して空枠2を等分し1つずつを割当て、申請者BとCは従事者数の上限が6となります。以上、漁業従事者数の上限の割当てについては、このような取扱いとする案としています。

13ページにお戻りください。7行目の「船舶」についてご説明いたします。特別採捕許可では漁業ではないことから、船舶を使用する場合は漁船登録が必要なかつたのですが、今後は漁業となるため、総トン数1トン未満の無動力船を除いて、漁船を使用する場合には漁船登録が必要となります。

次に、太枠の部分をご覧ください。

「操業区域」についてご説明いたします。操業区域は特別採捕許可のそれぞれの区域を踏襲いたします。現在、基点等の整理を行っており、整理が終了次第、許可方針に記載していく予定です。

次に「漁獲量の上限と漁獲期間」ですが、これは特別採捕許可では県内のしらすうなぎ総漁獲量は0.35トン、350kg、令和4年度漁期は令和5

年1月11日から同年3月31日までとなっておりますが、これらについては、今後、内水面、海面、養鰻の関係者の意見を聴きながら決めてまいりたいと考えております。これらの案が固まり次第、再度両委員会にお示しをしたうえで関係者に説明をしていく予定です。

最後の行の「漁獲方法等の条件」について、まずポツ1つ目をご覧ください。特別採捕許可では罰則のない条件として、「許可名義人は、採捕従事者に対して採捕従事するときは他から見えやすいように標識をつけさせるとともに、採捕人証を交付し、携帯させなければならない」という条件がありました。これについては、漁業許可では漁獲条件に「漁業従事者は他から見やすいように標識をつけるとともに、漁業従事者証を携帯しなければならない」と記載します。さらに、漁業許可では下線の部分を条件として追加することとしています。

一つ目は「漁船を使用して漁業を行う場合は漁業従事者のみが乗船しなければならない」を追記します。これは、漁業従事者以外の者が乗船し、違反しているとの情報があり、採捕ルールを守っている採捕者から規制して欲しいとの要望を受け、漁業秩序維持の観点から、新たに追加する内容となります。

次に、「漁船を使用せず漁業を行う場合は遊泳又は浮き輪等による水中に浮かぶ道具を使用し、水面に漂いながら、しらすうなぎを漁獲してはならない」を追記します。これは、令和4年度漁期において、海中を漂いながらしらすうなぎを採捕中の者が沖合へと流される事故が多発し、ニュースにもなりました。海上保安部からは、本件事故による死傷者や行方不明の発生はなかったものの、冬季の夜間の事故であることから、対応が遅れた場合には悲惨な結果を招くこと、当該海域を航行する船舶の障害となり船舶交通の面からも問題であることから、うなぎ稚魚漁業に対する規制の強化について指導を受けております。このため、安全面等を配慮し、この行為を禁止することとしています。

以上、この太枠部分については制限措置又は許可の条件に位置づける内容となっており、ここの部分に違反した場合は漁業法132条違反、特定水産動植物の採捕の禁止が適用され、3年以下、3,000万円以下の罰金が適用されることとなります。

以上、うなぎ稚魚漁業の許可方針の素案内容について、ご説明させていただきましたが、詳細部分については1から8ページに記載しているとおりです。

次に、うなぎ稚魚漁業許可のスケジュール確認をさせていただきます。資料16ページをご覧ください。今回、許可方針の素案を海区と内水面の両委員会に報告させていただいております。次に、この素案について、内水面、海面、養鰻の関係者に説明会を開催する予定です。今後のスケジュー

ルに記載されていませんが、漁獲量の上限、漁獲期間等が決定しましたら、再度、内水面、海区の両委員会に報告したいと考えております。その後、関係者などへの説明会等を再度開催し、関係者には丁寧な説明をさせていただくこととしています。そして、許可方針の（案）を決定し、パブコメを行い、9月までには両委員会に諮問する予定としています。

以上、報告事項としまして、うなぎ稚魚漁業の許可方針の素案について、説明をおわります。よろしくお願ひ致します。

木下会長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

木下会長

ないようでございますので、続きまして報告事項「令和4管理年度における漁獲可能量(くろまぐろ大型魚)の変更について」、事務局の説明を求めます。

山本主査

それでは、報告事項2 令和4管理年度における漁獲可能量(くろまぐろ大型魚)の変更について説明いたします。ここからは座って説明させていただきます。

それでは、資料5の1ページ目をお願いします。今回は、既に終了した令和4管理年度におけるくろまぐろ大型魚の漁獲可能量について、北海道との協議の結果、「2.0トン」の譲り受けがあったことから、3月31日付けの国からの通知に基づき、知事管理漁獲可能量を変更したことを報告いたします。

資料の2ページ目をご覧ください。今回の融通により、本県における大型魚の知事管理漁獲可能量は、資料の表中にありますとおり、「18.6トン」から「20.6トン」に変更になりました。

資料下段には、令和4管理年度における漁獲量実績見込みを記載しております。表中にありますとおり、実績見込みは「20.3トン余り」となり、知事管理漁獲可能量の範囲内で実績が収まる見込みとなりました。

以上で事務局からの説明を終わります。

木下会長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」と言う者あり。)

木下会長

ないようですので、報告事項を終わります。

それでは、これをもちまして第20回高知海区漁業調整委員会を閉会いたします。

本日は委員の皆様、どうもありがとうございました。

(閉会)

本書は、第 22 期第 20 回高知海区漁業調整委員会の議事録に相違ありません。

議 長 木下 清 _____

議事録署名委員 石田 実 _____

議事録署名委員 中澤 芳江 _____